

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第30号	こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	幼児・放課後児童課	令和5年10月26日
条例第31号	さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	令和5年10月26日
条例第32号	さいたま市衛生関係事務手数料条例及びさいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	生 活 衛 生 課	令和5年10月26日
条例第33号	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例	子 ど も 政 策 課	令和5年10月26日
条例第34号	さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	幼児・放課後児童課	令和5年10月26日
条例第35号	さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	幼児・放課後児童課	令和5年10月26日
条例第36号	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例	資源循環政策課	令和5年10月26日
条例第37号	さいたま市ホテル南郷条例の一部を改正する条例	市民生活安全課	令和5年10月26日
条例第38号	さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	市民協働推進課	令和5年10月26日
条例第39号	さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例	自転車まちづくり推進課	令和5年10月26日
条例第40号	さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例	査 察 指 導 課	令和5年10月26日

さいたま市条例第30号

こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。第13号において同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。第13号において同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p>

(13)～(17) [略]

(従業者の員数)

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第201条の12及び第201条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス省令」という。）第5条第1項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 [略]

(準用)

第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定障害福祉サービス省令第44条第1項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 [略]

(運営に関する基準)

第49条 [略]

2 第5条第2項から第4項まで、第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるの

(13)～(17) [略]

(従業者の員数)

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第201条の12及び第201条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス省令」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 [略]

(準用)

第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

(従業者の員数)

第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定障害福祉サービス省令第44条第1項に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 [略]

(運営に関する基準)

第49条 [略]

2 第5条第2項から第4項まで、第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるの

は「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第56条 [略]

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 [略]

(利用者負担額に係る管理)

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該

は「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第56条 [略]

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 [略]

(利用者負担額に係る管理)

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、

支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第105条 [略]

2・3 [略]

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、
指定障害福祉サービス省令第120条第4項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 [略]

(従業者の員数)

第114条 [略]

2 [略]

3 前項のサービス提供責任者は、指定障害福祉サービス省令第127条第3項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者でなければならない。

4 [略]

(従業者の員数)

第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「区分命令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) [略]

2・3 [略]

(従業者の員数)

当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第105条 [略]

2・3 [略]

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、
指定障害福祉サービス省令第120条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 [略]

(従業者の員数)

第114条 [略]

2 [略]

3 前項のサービス提供責任者は、指定障害福祉サービス省令第127条第3項に規定する厚生労働大臣が定める者でなければならない。

4 [略]

(従業者の員数)

第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) [略]

2・3 [略]

(従業者の員数)

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 区分命令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
 - イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
 - ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
 - エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
- (3) [略]

2～5 [略]

附 則

1 [略]

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

2 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

3 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
 - イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
 - ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
 - エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
- (3) [略]

2～5 [略]

附 則

1 [略]

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

2 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

3 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条

<p>第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>4～7 [略]</p>	<p>第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>4～7 [略]</p>
---	---

(さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平成24年さいたま市条例第59号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。第14号において同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(13)～(16) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。第14号において同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(13)～(16) [略]</p>

(さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(従業者の員数) 第6条 [略] 2 前項各号に掲げる従業者のかくとも、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 (1)～(3) [略] 3～9 [略]	(従業者の員数) 第6条 [略] 2 前項各号に掲げる従業者のかくとも、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 (1)～(3) [略] 3～9 [略]
(通所利用者負担額の受領) 第24条 [略] 2・3 [略] 4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第23条第4項に規定するこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。 5・6 [略]	(通所利用者負担額の受領) 第24条 [略] 2・3 [略] 4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第23条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5・6 [略]
(通所利用者負担額の受領) 第67条 [略] 2・3 [略] 4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及	(通所利用者負担額の受領) 第67条 [略] 2・3 [略] 4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及

<p>び運営に関する基準第60条第4項に規定するこ ども家庭庁長官が定めるところによるものとす る。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>び運営に関する基準第60条第4項に規定する <u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 [略]</p>
---	---

(さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入所利用者負担額の受領)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第17条第4項に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第32条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(入所利用者負担額の受領)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第17条第4項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第32条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

(さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部改正)

第5条 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例

第159号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用者の資格) 第12条 [略] 2 [略] 3 障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、同条第19項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。	(利用者の資格) 第12条 [略] 2 [略] 3 障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、同条第19項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める便宜を受けようとするもの又は障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

（さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正）

第6条 さいたま市大崎むつみの里条例（平成19年さいたま市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用者の資格) 第4条 [略] 2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する <u>主務省令</u> で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 3～5 [略]	(利用者の資格) 第4条 [略] 2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 3～5 [略]

(さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正)

第7条 さいたま市障害者福祉施設春光園条例（平成13年さいたま市条例第161号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用者の資格) 第5条 [略] 2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する <u>主務省令</u> で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 3・4 [略]	(利用者の資格) 第5条 [略] 2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 3・4 [略]

(さいたま市櫻の木条例の一部改正)

第8条 さいたま市櫻の木条例（平成17年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用者の資格) 第5条 [略] 2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する <u>主務省令</u> で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相	(利用者の資格) 第5条 [略] 2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地

談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 3・4 [略]	域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 3・4 [略]
---	---

(さいたま市みずき園条例の一部改正)

第9条 さいたま市みずき園条例（平成13年さいたま市条例第164号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用者の資格) 第4条 [略] 2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する <u>主務省令</u> で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 3・4 [略]	(利用者の資格) 第4条 [略] 2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 3・4 [略]

(さいたま市さくら草学園条例の一部改正)

第10条 さいたま市さくら草学園条例（平成13年さいたま市条例第165号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用者の資格)	(利用者の資格)

<p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用する者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する<u>主務省令</u>で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用する者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>
--	--

(さいたま市杉の子園条例の一部改正)

第11条 さいたま市杉の子園条例（平成13年さいたま市条例第166号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用する者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する<u>主務省令</u>で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用する者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>

(さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正)

第12条 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例（平成14年さいたま市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用者の資格) 第4条 [略] 2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する <u>主務省令</u> で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 3・4 [略]	(利用者の資格) 第4条 [略] 2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 3・4 [略]

(さいたま市はるの園条例の一部改正)

第13条 さいたま市はるの園条例（平成22年さいたま市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用者の資格) 第4条 [略] 2 [略] 3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する <u>主務省令</u> で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。	(利用者の資格) 第4条 [略] 2 [略] 3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

(さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第14条 さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に規定する主務省令で定める施設（次号において「障害者支援施設」という。）、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）</p> <p>イ～ク [略]</p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設（次号において「障害者支援施設」という。）、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）</p> <p>イ～ク [略]</p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>2 [略]</p>

（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第15条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設府令」という。）第12条の2に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設省令」という。）第12条の2に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>児童福祉施設府令</u>第22条の2第1項に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>児童福祉施設府令</u>第22条の2第1項第4号に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ [略]</p>	<p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>児童福祉施設省令</u>第22条の2第1項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>児童福祉施設省令</u>第22条の2第1項第4号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ [略]</p>
<p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>児童福祉施設府令</u>第22条の2第2項に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>児童福祉施設省令</u>第22条の2第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>
<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>児童福祉施設府令</u>第27条の2第1項に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定</p>	<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>児童福祉施設省令</u>第27条の2第1項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する</p>

する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第27条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための児童福祉施設府令第27条の2第2項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(保育の内容)

第47条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、児童福祉施設府令第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に従って行うものでなければならない。

(児童養護施設の長の資格等)

第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第42条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第42条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための児童福祉施設府令第42条の2第2項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(職員)

者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための児童福祉施設省令第27条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(保育の内容)

第47条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、児童福祉施設省令第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に従って行うものでなければならない。

(児童養護施設の長の資格等)

第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省令第42条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための児童福祉施設省令第42条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(職員)

第66条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として児童福祉施設府令第49条第1項に規定するこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2~15 [略]

(職員)

第80条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他のこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1)～(5) [略]

2~10 [略]

(児童心理治療施設の長の資格等)

第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第74条第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府

第66条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として児童福祉施設省令第49条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2~15 [略]

(職員)

第80条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1)～(5) [略]

2~10 [略]

(児童心理治療施設の長の資格等)

第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第74条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省

<p><u>令第74条第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</u> ア～ウ [略]</p> <p>2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>児童福祉施設府令第74条第2項に規定するこども家庭庁長官が指定する者</u>が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(児童自立支援施設の長の資格等)</p> <p>第99条 [略]</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>児童福祉施設府令第81条第2項に規定するこども家庭庁長官が指定する者</u>が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p><u>令第74条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</u> ア～ウ [略]</p> <p>2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>児童福祉施設省令第74条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者</u>が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(児童自立支援施設の長の資格等)</p> <p>第99条 [略]</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>児童福祉施設省令第81条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者</u>が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>
--	--

(さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第16条 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第4条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法<u>第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>第4条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法<u>第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>

(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 [略]

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 [略]

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 [略]

2・3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(1)又は(1)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(1)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(1) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(1) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(1)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ 次の(1)又は(1)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イ(1)において同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(1)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(1) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 [略]

2・3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(1)又は(1)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(1)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(1) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(1)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ 次の(1)又は(1)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イ(1)において同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(1)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校

<p>子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(1) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p> <p>2 [略]</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) [略]</p>	<p>就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(1) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <p>2 [略]</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) [略]</p>
---	---

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 [略]

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつ

第37条 [略]

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るもの

では事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 [略]

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる

にあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 [略]

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2

掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2

項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第1

るのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第1

3条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

(さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第17条 さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年さいたま市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定により幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第7条において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定により幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第7条において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>（教育及び保育の内容）</p> <p>第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定により幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）</p>	<p>（教育及び保育の内容）</p> <p>第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定により幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）</p>

<p>第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針を いう。)に基づかなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針を いう。)に基づかなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
--	--

(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第18条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第31号

さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成17年さいたま市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第32号

さいたま市衛生関係事務手数料条例及びさいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部改正)

第1条 さいたま市衛生関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～7 [略]		1～7 [略]	
8 旅館業法第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項</u> 又は第3条の4第1項の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	[略]	8 旅館業法第3条の2第1項又は <u>第3条の3第1項</u> の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	[略]
9～56 [略]		9～56 [略]	

(さいたま市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 さいたま市旅館業法施行条例（平成15年さいたま市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(学校等に類する施設の指定)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により定める社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(意見を求める者)</p> <p>第4条 法第3条第4項（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により前条各号に掲げる施設に關し市長が意見を求めるべき者は、国が設置する施設にあっては当該施設の長、地方公共団体が設置する施設にあっては当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会、国又は地方公共団体以外の者が設置する施設にあっては当該施設の所在地を管轄する市長とする。</p> <p>(宿泊を拒むことのできる事由)</p> <p>第7条 法第5条第1項第4号の規定により定める宿泊を拒むことのできる事由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(学校等に類する施設の指定)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び<u>第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により定める社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(意見を求める者)</p> <p>第4条 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び<u>第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により前条各号に掲げる施設に關し市長が意見を求めるべき者は、国が設置する施設にあっては当該施設の長、地方公共団体が設置する施設にあっては当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会、国又は地方公共団体以外の者が設置する施設にあっては当該施設の所在地を管轄する市長とする。</p> <p>(宿泊を拒むことのできる事由)</p> <p>第7条 法第5条第3号の規定により定める宿泊を拒むことのできる事由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
--	---

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

さいたま市条例第33号

さいたま市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の規定による調査の結果について市長による調査等を行うため、さいたま市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項の規定による市長の調査の必要性及び法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、その者の委嘱に係る第2条の規定による調査審議を終える日までの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども未来局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第34号

さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（設備の基準）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、<u>放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて</u>専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。<u>ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>（設備の基準）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。</p> <p>4 [略]</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市条例第35号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 与野八幡放課 後児童クラブ	[略]		さいたま市立 与野八幡放課 後児童クラブ	[略]	
[略]			[略]		
さいたま市立 与野南放課後 児童クラブ	[略]		さいたま市立 与野南放課後 児童クラブ	[略]	
[略]			[略]		
さいたま市立 大砂土放課後 児童クラブ	[略]		さいたま市立 岸町放課後児 童クラブ	さいたま市浦和区 岸町5丁目20番 4号	30人
[略]			[略]		
さいたま市立 大砂土放課後 児童クラブ	[略]		さいたま市立 大砂土放課後 児童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 栄放課後児童 クラブ	さいたま市西区大 字指扇610番地 3	50人
さいたま市立 上里放課後児 童クラブ	[略]		[略]		
さいたま市立 上里放課後児 童クラブ	[略]		さいたま市立 上里放課後児 童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 新和放課後児 童クラブ	さいたま市岩槻区 大字尾ヶ崎125 2番地	30人

[略]

[略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市条例第36号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 [略]</p> <p>第10章 <u>市及び市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が行う一般廃棄物処理施設の設置及び管理</u></p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第11章・第12章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第10章 <u>市及び市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が行う一般廃棄物処理施設の設置及び管理</u></p> <p><u>(公衆の縦覧等の対象となる施設の種類)</u></p> <p><u>第46条 法第9条の3第2項（同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆の縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、次に掲げる施設とする。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この条において「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設</u></p> <p>(2) <u>政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場</u></p> <p>2 前項の規定は、法第9条の3の2第2項の規定</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 [略]</p> <p>第10章 市が行う一般廃棄物処理施設の設置及び管理</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第11章・第12章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第10章 市が行う一般廃棄物処理施設の設置及び管理</p> <p><u>(一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査)</u></p> <p><u>第46条 市長は、市が設置する法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は当該一般廃棄物処理施設に係る法第9条の3第8項に規定する変更（以下「対象施設の設置等」という。）に当たっては、同条第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行い、当該生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）を作成するものとする。</u></p>

により適用する法第9条の3第2項の規定による調査書の公衆の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設について適用する。

3 法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査（以下「受託に係る生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託に係る調査書」という。）の公衆の縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

（調査書の縦覧）

第47条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨を公告し、当該公告の日から1月間、当該公告において指定する場所で縦覧に供するものとする。

2 前項の規定は、法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとする場合について適用する。この場合において、前項中「1月間」とあるのは、「1月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」とする。

3 第1項の規定は、法第9条の3の3第2項の規定により受託に係る調査書を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。この場合において、第1項中「1月間」とあるのは、「1月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。

（意見書の提出）

第48条 前条第1項の規定による公告があったときは、当該公告に係る一般廃棄物処理施設の設置又は変更に關し利害関係を有する者は、前条第1項の縦覧の期間満了の日から2週間を経過する日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 意見書の提出先は、前条第1項の規定による公告において指定するものとする。

3 前2項の規定は、法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先について適用する。この場合において、第1項中「2週間」とあるの

（調査書の縦覧）

第47条 市長は、法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨を公告し、当該公告の日から1月間、当該公告において指定する場所で縦覧に供するものとする。

（意見書の提出）

第48条 前条の規定による公告があったときは、当該公告に係る対象施設の設置等に關し利害関係を有する者は、同条の縦覧の期間満了の日から2週間を経過する日までに、市長に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出することができる。

2 意見書の提出先は、前条の規定による公告において指定するものとする。

は、「非常災害の状況を勘案し市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、法第9条の3 第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先について準用する。この場合において、第1項中「2週間」とあるのは、「非常災害の状況を勘案し市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。

(他の地方公共団体の長との協議)

第49条 市長は、生活環境影響調査(受託に係る生活環境影響調査を含む。)を行った地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に調査書(受託に係る調査書を含む。)の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続を実施することについて協議するものとする。

(環境影響評価との関係)

第50条 法第9条の3第1項又は第8項の規定による届出(法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合及び法第9条の3の3第1項の規定による届出(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)する場合を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、第47条第1項(同条第2項の規定により適用する場合及び同条第3項の規定により準用する場合を含む。)並びに第48条第1項及び第2項(これらの規定を同条第3項の規定により適用する場合及び同条第4項の規定により準用する場合を含む。)に定める手続を経たものとみなす。

- (1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条の規定による環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。次号において同じ。)に係る公告及び縦覧の手続を経たとき。
- (2) さいたま市環境影響評価条例(平成15年さいたま市条例第32号)第22条の規定による環境影響評価書に係る公告及び縦覧の手続を経たとき。
- 2 前項第1号又は第2号の環境影響評価書に係る公告及び縦覧の手続に当たって、さいたま市環境影響評価条例第58条の規定による協議を行ったときは、前条の規定による協議を行ったものとみなす。

(他の地方公共団体の長との協議)

第49条 市長は、生活環境影響調査を行った地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続を実施することについて協議するものとする。

(環境影響評価との関係)

第50条 対象施設の設置等に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条又はさいたま市環境影響評価条例(平成15年さいたま市条例第32号)第22条の規定による環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告及び縦覧の手続を経たときは、当該環境影響評価書は、法第9条の3第1項の規定による届出に要する調査書で第47条及び第48条に定める手続を経たものとみなす。

- 2 前項の環境影響評価書に係る公告及び縦覧の手続に当たって、さいたま市環境影響評価条例第58条の規定による協議を行ったときは、前条の規定による協議を行ったものとみなす。

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第37号

さいたま市ホテル南郷条例の一部を改正する条例

さいたま市ホテル南郷条例（平成19年さいたま市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用の制限) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ホテル南郷の利用を承認しない。 (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号） <u>第5条第1項各号</u> のいずれかに該当するとき。 (2)～(5) [略]	(利用の制限) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ホテル南郷の利用を承認しない。 (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号） <u>第5条各号</u> のいずれかに該当するとき。 (2)～(5) [略]

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

さいたま市条例第38号

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年さいたま市条例第52号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設立の認証申請) 第2条 [略] 2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。 (1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し <u>（複写したもの）</u> (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面 <u>（複写したもの）</u> 3～5 [略]	(設立の認証申請) 第2条 [略] 2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。 (1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面 3～5 [略]
<u>（特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等）</u> 第14条 第2条第1項に規定する者又は特定非営利活動法人が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により市長に申請等を行う場合においては、規則で定める方法により行わなければならない。	
（市長が行う電磁的記録による縦覧等） 第15条 法第74条の規定により読み替えて適用される情報通信技術活用法第8条第1項の規定により、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧を行う場合においては、規則で定める方法により行うものとす	（市長が行う電磁的記録による縦覧等） 第14条 法第74条の規定により読み替えて適用される情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第8条第1項の規定により、法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場

る。

合を含む。) の規定による書面等の縦覧又は法第 30 条及び第 56 条(法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定による書面等の閲覧に代えて行うこれらの書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧は、規則で定める方法により行うものとする。

第 16 条 [略]

第 15 条 [略]

第 17 条 [略]

第 16 条 [略]

第 18 条 [略]

第 17 条 [略]

第 19 条 [略]

第 18 条 [略]

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

さいたま市条例第39号

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第243号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(都市再生駐車施設配置計画の区域内における駐車施設の附置)</u></p> <p><u>第8条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第19条の13第1項の規定により作成された都市再生駐車施設配置計画の区域（以下「計画区域」という。）内において、第3条本文、第4条第1項及び第5条本文（第6条の規定によりみなして適用を受ける場合も含む。）並びに前条の規定の適用を受ける者は、これらの規定にかかわらず、当該計画に記載された同法第19条の13第2項第2号に掲げる事項の内容に即して駐車施設を附置しなければならない。</u></p>	
<p><u>（建築物が地区若しくは地域又は計画区域の内外にわたる場合）</u></p> <p><u>第9条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域又はこれら以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該建築物があるとみなして、第3条から第7条までの規定を適用する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、建築物の敷地が計画区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該計画区域内にあるときに限り、当該計画区域内に当該建築物があるものとみなして前条の規定を適用する。</u></p>	<p><u>（建築物が地区又は地域の内外にわたる場合）</u></p> <p><u>第8条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域又はこれら以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該建築物があるとみなして、第3条から前条までの規定を適用する。</u></p>
<p><u>第10条 [略]</u></p>	<p><u>第9条 [略]</u></p>
<p><u>（届出）</u></p> <p><u>第11条 第3条から第8条までの規定により駐車施設を附置すべき者（以下「附置義務者」という。）</u></p>	<p><u>（届出）</u></p> <p><u>第10条 第3条から第7条までの規定により駐車施設を附置すべき者（以下「附置義務者」という。）</u></p>

)は、駐車施設を設けようとする場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

第12条 [略]

(適用除外)

第13条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物を新築、増築又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、第3条から第8条までの規定は、適用しない。

2 [略]

(駐車施設の管理)

第14条 第3条から第8条までの規定により附置された駐車施設（**第12条第1項**の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

第15条 [略]

(措置命令)

第16条 市長は、第3条から第8条まで、**第10条**又は**第14条**の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。

2 [略]

第17条 [略]

(罰則)

第18条 **第16条第1項**の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 **第15条第1項**の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 **第12条第2項**の規定に違反して、市長の承認を受けずに駐車施設を設け、又は市長の承認を受けた駐車施設の位置若しくは規模を市長の承認を受けずに変更（規模を拡大した場合は除く。）し

)は、駐車施設を設けようとする場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

第11条 [略]

(適用除外)

第12条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物を新築、増築又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、第3条から第7条までの規定は、適用しない。

2 [略]

(駐車施設の管理)

第13条 第3条から第7条までの規定により附置された駐車施設（**第11条第1項**の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

第14条 [略]

(措置命令)

第15条 市長は、第3条から第7条まで、**第9条**又は**第13条**の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。

2 [略]

第16条 [略]

(罰則)

第17条 **第15条第1項**の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 **第14条第1項**の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 **第11条第2項**の規定に違反して、市長の承認を受けずに駐車施設を設け、又は市長の承認を受けた駐車施設の位置若しくは規模を市長の承認を受けずに変更（規模を拡大した場合は除く。）し

た者は、10万円以下の罰金に処する。

た者は、10万円以下の罰金に処する。

第19条 [略]

第18条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第8条から第16条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に届出をした者について適用し、施行日前に届出をした者については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされている者に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

さいたま市条例第40号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(変電設備)</p> <p>第18条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第18条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(5)～(12) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>その筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講じること。</u></p> <p>(5)～(19) [略]</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 雨水等の浸入防止の措置を講じること。</p> <p>(5)～(19) [略]</p>

2 [略]

(蓄電池設備)

第20条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超えるものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 [略]

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第16条第4号、第18条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第18条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(15) [略]

(16) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

(17)・(18) [略]

別表第3（第3条、第27条関係）

種類	離隔距離（センチメートル）								
	入力	上方	側方	前方	後方	備考			
[略]									
厨 房 設	固 体	不 燃	木炭 を燃	炭 火	一 0	1 0	5 0	5 0	〔 略 〕

2 [略]

(蓄電池設備)

第20条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設ければなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 [略]

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第16条第4号、第18条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(15) [略]

(16) 蓄電池設備

(17)・(18) [略]

別表第3（第3条、第27条関係）

種類	離隔距離（センチメートル）					
	入力	上方	側方	前方	後方	備考
[略]						
厨 房 設	〔 略 〕					〔 略 〕

備 料	燃 料	以 外	料と す る も の	燒 き 器		0]	備]
					—	8	3	—	3		
			不 燃	木炭 を燃 料と す る も の	0	0	0	0	0		
				[略]						[略]	
				[略]						[略]	
備考				[略]						備考	[略]

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に設置されている、燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後のさいたま市火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第20条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、改正後の条例第18条第1項第4号（改正後の条例第13条の2第1項及び第3項、第18条第3項、第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の条例第20条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例による改正前のさいたま市火災予防条例第20条第1項に規定する蓄電池設備には該当せず、新たに改正後の条例第20条第1項に規定する蓄電池設備に該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、

同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。